

第5回墨田区介護保険事業運営協議会 議事要旨

日 時 平成23年5月26日(木)午後3時00分から(午後4時35分終了)
場 所 区役所12階 123会議室

1. 開会
2. 第5期介護保険事業計画策定に係るスケジュール等【資料1】
3. サービス部会報告
東日本大震災発生時の地域活動について【資料2】
4. その他報告事項
 - (1) 東京都医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅モデル事業【資料3】
 - (2) サービス付き高齢者向け住宅整備事業【資料4】
 - (3) 平成22年度介護保険事業実績(3月末現在)報告【資料5】
 - (4) その他
5. 閉会

【配布資料】

【資料1】第5期介護保険事業計画の策定に係るスケジュール等

【資料2】東日本大震災発生時の地域活動について

【資料3】東京都医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅モデル事業

【資料4】サービス付き高齢者向け住宅整備事業

【資料5】平成22年度介護保険事業実績(3月末現在)

【資料6】第4回介護保険事業運営協議会サービス部会議事要旨

第5回墨田区介護保険事業運営協議会 出席者

氏 名	所 属	出欠
◎ 平岡 公一	お茶の水女子大学教授	出
○ 廣瀬 真理子	東海大学教授	欠
石川 幹夫	すみだ医師会	出
三好 克則	向島歯科医師会	欠
柳 正明	墨田区薬剤師会	出
堀田 富士子	東京都リハビリテーション病院	出
吉田 政美	墨田区民生委員・児童委員協議会会長	出
今 牧 茂	墨田区社会福祉事業団事務局長	出
深野 紀幸	墨田区社会福祉協議会事務局長	欠
羽生 隆司	特別養護老人ホーム はなみずきホーム施設長	出
○ 安藤 朝規	弁護士・墨田区法律相談員	出
浮嶋 松男	墨田区障害者団体連合会副会長	欠
西山 恒八	墨田区老人クラブ連合会会長	出
北村 嘉津美	町会・自治会	欠
及川 栄子	墨田区介護相談員代表	出
濱田 康子	すみだケアマネジャー連絡会代表	出
二宮 順子	墨田区訪問介護事業者連絡会	出
加藤 みさ子	介護保険サービス利用者	出
佐藤 和信	第1号被保険者	出
北村 文夫	第2号被保険者	出
坂本 康治	墨田区企画経営室長	出
稲垣 智一	墨田区保健衛生担当部長	出
細川 保夫	墨田区福祉保健部長	出

◎ 会長 ○ 副会長

事務局出席者 石井 秀和 介護保険課長
 渡邊 久尚 高齢者福祉課長
 林 高義 介護保険課管理・計画担当主査
 中山 厚子 介護保険課事業者指導担当主査
 江上 寿恭 高齢者福祉課高齢者相談担当主査
 奥野 邦子 高齢者福祉課高齢者相談担当主査
 石井 一枝 介護保険課管理・計画担当主事
 大場 智加 介護保険課管理・計画担当主事
 西澤 明 高齢者福祉課高齢者相談担当

1 開会

- (事務局) 第5回墨田区介護保険事業運営協議会を開催する。本日、傍聴を希望されている方がいるので、入室してよろしいか。
- (会長) 許可する。
- (事務局) では、入室していただく。

2. 第5期介護保険事業計画策定に係るスケジュール等【資料1】

- (会長) それでは、会議次第に沿って議事を進めていく。では、「第5期介護保険事業計画策定に係るスケジュール等」ということで資料1に沿って事務局から説明をお願いしたい。

－介護保険課長より資料1の説明－

- (会長) 資料1について質問等あれば発言いただきたい。介護保険事業計画と老人福祉計画との関係。介護保険事業に関する事柄と、それ以外の高齢者福祉に関する事柄と密接に関係が出てきているものがある。元々一体の計画として策定することであったが、実質的にその必要性が高まってきていることだと思われる。区の地域福祉計画の一部に含まれ、重なることも含め、どういう検討体制でその計画の改訂をどう進めていくかについての説明があった。また、いろいろな計画の開始・終了期間、改訂の協議期間のスケジュールの表があった。便利な表ではあるが非常に複雑な表になっている。複雑な話になったが、このようなことを踏まえて協議会での介護保険事業計画についての検討を進めていく必要がある。

- (A委員) 2ページに「老人福祉計画」とあるが、いま民生委員のあいだでは「老人福祉」という言葉は使用せず「高齢者福祉」としている。この違いについて説明してほしい。

- (事務局) 法律上は「高齢者」という言い方はせず「老人」という言い方をしている。法律上「老人福祉計画」となっているが、墨田区では「高齢者福祉総合計画」という呼称で策定している。

- (A委員) 3ページの「高齢者福祉総合計画」は、国でいう「老人福祉計画」ということか。対象は65歳以上ということか。

- (事務局) そうである。

- (会長) 「老人福祉」という言葉は実際にはあまり使われていないが、法律上そのまま残っているので、高齢者福祉に関する事業や計画は、法律でいえば「老人福祉計画」に当たるという説明になっている。

他に質問等はあるか。なければ、次の「議題2 サービス部会報告」に移りたい。震災時の地域活動の在り方について総合的に検討したほうが良いだろうということでサービス部会に検討をお願いした。安藤副会長から先日の検討結果のまとめと合わせて説明をお願いしたい。

3. サービス部会報告

東日本大震災発生時の地域活動について【資料2・資料6】

—安藤副会長より資料2、資料6の説明—

- (会長) 大変重要な課題があることが明らかになってきたと思う。皆様から質問や意見があればお受けしたい。
- (A委員) 「支えあいマップ」はこの中では小地域活動の一端として位置づけられている。しかし小地域活動は、15人あるいは20人規模の活動であり、それほど大きな活動ではない。いままでの「地域包括支援センター」内に「高齢者見守り相談室」ができています。「高齢者見守り相談室」を充実させ、町会、民生委員、見守り相談室等できちんとチームワークを組み、その役割分担や「見守り対象高齢者のリスト・一覧」の作成等を少しずつ行いながら、活動していくべきである。そのようにしていかなないと、見守り活動はあまりにも小地域に限定されてしまう。もっと大きな姿で墨田区高齢者の見守り活動を構築していくべきである。
- (事務局) 高齢者福祉課は安否確認の所管である。このような安否確認を行い、その結果を私どもで分析すると、サービス部会で指摘された事項と同様のさまざまな課題が見えてきた。先程の意見と同様、民生委員さんや小地域福祉活動の方々、地域包括支援センターの方々、それぞれの役割分担が必要であるという結論になった。また、区内の介護事業所の皆様は、普段の「お客様」については明確に把握しており、独自に見守り活動を行っていた。「役割分担・安否確認するための元の情報」と「安否確認した後の結果としての情報」をどう集約し、まとめていくか、「情報の集約・伝達」が重要だと思われる。そのため、事前準備として、災害時要援護者についての情報の集約の準備ができるかが課題となっている。ただ、区役所の各担当部署や各事業所がそれぞれ持っている見守り対象者等の個人情報をもとに集約する際には、個人情報保護関連の「壁」が存在する。それは制度的に簡単には打ち破れないと思われる。平常時の見守りによって蓄積されていく個人情報をどのように正確に保ち、平時での漏洩防止策としてどのようなセキュリティが必要なのか。また、有事の際には、必要な場所にどう効率的に必要な情報を伝達するのか。それらのことがまずひとつの大きな課題である。基本的には、このような情報の部分が最も今課題であると感じている。
- (B委員) 先日のサービス部会では、「区内に高齢者支援総合センターが8か所ある。高齢者支援総合センターを地域の拠点とし、そこに災害時要援護者の情報を集約してはどうか」という意見を述べた。災害時要援護者の安否確認は、民生委員にだけに任せるのではなく、民生委員、町会・自治会、事業者、包括センターが分担する形にすべきである。そのためにも、平時から誰が誰を状況把握しているのか、またできるのか、各所が日頃から持っている情報をどこに集約させていくかを話し合える場を随時設けることが必要である。災害はいつ起こってもおかしくない状況であり、早急にとりかかってほしい。
- (C委員) 高齢者福祉課長からお話があった「個人情報保護の制度的な壁」

は、公務員にとっては確かに難しいハードルだと思われる。小地域福祉活動、あるいは町会での老人会のようなところには「公務員の枠」は存在しないことから、小地域福祉活動、あるいは老人会の中で個人の情報を用意しておいてよいと思う。半公務員的な地域包括支援センターまでは情報を上げられないものの、地域の中で「支えあいマップ」のようなものを作成しておき、そのなかで独居者や老々介護世帯の情報を把握しておく。その点をうまく活用し、行政や社協が、個人情報保護法に当たらないところから、「小地域でこのようなことを行ってほしい」というような運動を起こし、事前にリストアップしておくことを各地域・町会・自治会に薦めていくようにしてはどうか。

(事務局)

各町会の方々も工夫をされていて、すでに平時から小地域活動にも似た町会の番地単位で独居状況等をはじめとする高齢者の情報を集めていると聞いている。情報は新しくないと意味がなく、町会の方々がそのような情報を収集されていることはとても大事なことだと思う。実際、有事の際に包括センターに持ち込みいただくルールをつくることや、発災後にそのような情報を持ち寄っていただくことは、「発災後の情報の集約」という点からも有効なことだと考える。普段からそのような活動を推奨する声掛けのようなことはしていきたい。

(A委員)

このたび「見守り相談室」が設置されるが、そこで私が行きたいのは「登録制」である。「ふれあい訪問」の際には、75歳以上の方から、緊急時の連絡場所等の聞き取りを行っているが、その対象を65歳までの高齢者に拡大し、有事の際の見守りや安否確認を希望する高齢者には必ず「見守り相談室」に登録してもらおう制度にしたい。このような本人の意志に基づいて登録していく仕組みをつくり、普及させていかないと高齢者・災害時要援護者の個人情報の把握は難しいのではないかと。

(会長)

今回予想できなかった事態の中で、いろいろな形で地域包括や行政サイドを含め、いろいろな対応を工夫されてきたが、この経験を活かして、墨田区でなんらかのシステムをつくったほうが良いという意見である。行政でも検討されているということで、引き続きこの協議会でも意見をいただきたい。このようなことが介護保険事業あるいは介護保険事業計画の中でどのように関わってくるのかと思う。「防災」ということでは、区の防災計画があり、全体としては、そこに含まれると思われるが、今回はまず高齢者福祉課が中心となって安否確認を行い、地域包括でいろいろな対応をしたということであった。介護保険制度にかかわる部分もあり、高齢者福祉なり介護保険に関わる部分は、やはり計画の中で、検討していく必要がある。

(D委員)

極端な質問だが、そのように自分で申し出ない人へは、何かあったときに手助けしなくて良いのか。何の目的のために個人情報保護法があるのかを考えるべきである。本当は声を掛け合ったりして、絆をきちんとしようということが一番の目的で、そういう目的以外に使わなければ、許されるのではないかと。墨田区だけでも独自の仕組みをつくるなどして、先導的に法律と闘いたい。

(会長)

国のほうでも、そのような個人情報保護との関係で、ある目的のためには、そういう情報をきちんと把握したり、共有したりすることが必要ではないかという議論が出てきて、検討を始めているといった話もあ

ったと思う。墨田区へは国や都から福祉関係では何か具体的にそのような話は来ているか。

(E委員) 特に個人情報の保護で、緩和要件等の話は今のところ聞いていない。事前の準備はしなければならないが、一朝有事の際に使いやすく、でも普段は使い難くという相反するところが必要と思われる。性善説だけでは世の中動かない部分がある。例えば、このお年寄りが弱者だと判ることで、逆に悪徳商法の犠牲になることも考えられる。そのような部分の平衡をどうやって保っていくか、現時点ではその解決策は見えていない。

(副会長) 「個人情報保護法」において、法律的には、基本的には本人の承諾がない限り、その情報の保管者は提供してはいけないという建前がある。その人のプライバシーや「放っておいてもらいたい権利」や秘密といった情報が、他に漏れることにより、悪用される危険があり、その結果その人の人権が侵されるという趣旨だろうと思う。具体的にこのような議論をする場合に、その問題との兼ね合いをどう考えたら良いか。その際の一つのキーワードは「情報の管理が適切に行われるかどうか」。情報管理の在り方が問題ではないか。目的は正当であったとしても情報が適正に管理できるかどうか。どういう情報の管理がされているのか。破ろうとすれば、できないことではない。特にパソコンやサーバーで管理される場合は、そのようなリスクを必ず伴う。私はこういう情報は必要なところへは届けるべきと考えているが、その場合に重要なのは、「情報の管理を適切に行なえるかどうか」だ。それを条件として、情報を出すことは、目的が正当である限り、場合によっては必要なことだろうと思う。

(D委員) 今のような条件で情報を出すことについて、平時、問題が起こる前に一人ひとりに確認することはできないか。

(会長) 先程の「登録制」と同様の考え方である。それを積極的に働きかけて登録して「こういう時にはこういう目的で使う」と。その前提は、情報をかなり厳格に管理し、それがどういう形ならばできるかということだと思ふ。

(事務局) 現行の枠組みの中では、住民基本台帳によって例えば一人住まいの方のお住まいを把握することは可能である。それは行政の情報として持っている。任意の形で自分たちで自分たちを守っている方については、その制度の枠組みの中でやっていただいて結構だが、そこから漏れている方が必ずいらっしゃる。認知症の方をはじめ、制度を利用することに理解が行き届かない方もいる。そういう方には行政のほうで働きかけて、災害時における援助システムがあることをPRしていく必要がある。守秘義務が課せられている民生委員さんが主体となり、そのような漏れている方について働きかけを行い、必要な情報を与え、その上で例えば登録制を利用させていただく、ないしは登録制を利用しない場合では、行政で緊急時には対応するような形での支援の仕方を取るしかないと思ふ。

(事務局) 「登録制」を必要ないとする方が心配であり、周囲の皆様の目で情報を収集して、平時の際に「登録制度」を利用していないけれども、有事の際には危ないと思われる高齢者の情報を集め、整備していきたい。見守り相談室の目的の一つだと思ふ。地域の多角的・複眼的な

視点で、高齢者・災害時要援護者の方を孤立させない趣旨のシステムである。制度にのってこない最後に残ってしまうようなところをなんとか拾っていくことに尽力していきたい。

(会長) サービス部会で検討いただいた点についてはよろしいか。引き続きこの問題は検討していきたい。では、次の「その他の報告事項」に進みたい。

4. その他報告事項【資料3・資料4・資料5】

—介護保険課長より資料3、4の説明—

- (会長) それでは、資料3、4について質問を受けたい。
- (F委員) 登録制度の概要の中で、床面積は原則25㎡以上ということだったが、見学された「グループリビングあやせ」の間取りは18㎡となっている。
- (事務局) 高齢者住まい法の改正は、今年の実行である。こちらは今年の実行前の高専賃等々の制度に基づいており、いずれにしても共用設備などにより、基準面積が異なっている。資料4の国の制度のほうが新しい制度である。
- (F委員) ではもう18㎡はできないのか。
- (事務局) 国の補助金をもらって建てようとし、各戸に台所等を備えた場合、25㎡以上でないと建てられない。
- (F委員) 部屋代がこれよりも上がるということか。
- (事務局) 家賃は面積に連動せざるを得ないので、これからは面積が広くなれば、家賃が上がることになる。
- (F委員) この賃貸住宅には「ある程度要介護状態になっても住み続けることができる」といったコンセプトだが、だいたいどのくらいの要介護度の状態が想定されているのか。
- (事務局) 完成したばかりなので、全介助の方はいないようである。だが、その方が丸抱えの施設に入所する必要性が高まったとしても、すぐに入所できるかということ、現状の待機者の数を見ると、かなり難しいと思われる。その意味では、基本的には在宅介護をずっと受けていくのではないかとと思われる。
- (F委員) Aタイプのリーズナブルな部屋で、部屋代と食費を合わせて約17万円となっている。これにいろいろなサービスの自己負担分を入れると、20万円を軽く超え、年間240万円程は必要になる。どのくらいの所得層の方の居住を想定して進めていたのか。
- (事務局) 現状国民年金だけしかもらえない方ではかなり苦しいかと思われる。一定程度企業年金が入る方が暮らしやすいイメージである。資料3に載っているが、2階に都市型軽費老人ホームという施設も併設している。役所の調整が入るので料金は記載されていないが、このような福祉的色彩が強い部屋も用意してあるので、比較的多く年金をもらえる方からあまり年金が期待できない方まで一定程度入居可能な施設にはなっている。
- (F委員) 特養だと、多床室を利用した場合、食費・居住費・介護保険の1割負担をあわせても、要介護5であっても8万円を超えるよう

- なことがない。費用の開きがあまりにも大きく、この中間くらいの施設があると、特養ホームに入れない場合の選択肢になると思われる。費用の開きがあまりにも大きく、グループリビングあやせのようなものが完成しても、特養を待ち続ける状況は変わらないのではないか。
- (事務局) 料金面だけに着目すれば、そのような状況は考えられる。国の制度だけで家賃の減額がなかなか進まないとする、都道府県、市町村がどこまで出せるのか出せないのかというところを、もしこれを導入するならば、今後いろいろ検討していく必要がある。
- (F 委員) せめて 10 万円から 15 万円程の間で安心して住み続けられる施設があればありがたいと思うが。
- (事務局) この場で即答はできないが、意見として伺っておきたい。
- (A 委員) この施設は足立区にあるが、墨田区でこのような「コミュニティパーク」として設定された施設をつくる可能性はあるか。役所の主導でなくとも、「社会福祉法人長寿村」のような民間主導で「つくりたい」という福祉法人はあるか。
- (事務局) 福祉事業も赤字では運営できない。ペイする中では、規模が必要と思う。墨田区においても重要な要素かと思う。
- (A 委員) 民間施設で空き室や廃校跡の校舎を利用し、「老人施設」と名付けず、普通のアパートと考えれば、区の条例だけで開設可能ではないか。国の基準にとらわれず、例えば 18 m²で 5 万円で営業できるような自由な家賃設定が行え、さらにその中に医療施設などが混在しているとより良い形だと思う。区も多少は稼いで、その次の発展のための資財にするという形で民間的な要素を採り入れた高齢者向けの施設をつくっていくべきではないか。
- (事務局) 国の制度があるということは、制度に沿った補助金も付く。その補助金に頼るという考え方が一方ではある。他方で、住みやすい広さの平米数に、墨田区の地価でどの辺で折り合いがつかか検討していく必要があると思う。
- (A 委員) 墨田 3 丁目は災害時には危険な地域とされている。墨田 3 丁目は昭和初期のアパートや建物が多い。調査等で地区をまわると、老朽化した建物の狭い部屋に住む高齢者がいることがわかる。区の主導で、そのような地区の地主やアパートの持ち主と協力し、その地区を開発するプロジェクトをつくらないと、区の防災対策は進んでいかない。土地をうまく買い上げたり、借り上げたりして、高齢者が長く住める施設を確保していくというような行政の考え方が必要ではないか。
- (会長) 住宅に困窮している世帯、あるいは一定の住宅水準を満たしていない世帯については住宅統計等である程度把握しているのか。
- (事務局) 弱冠切り口は異なるが、住宅所管部門による「住宅マスタープラン」では、借り上げ住宅は平成 32 年度末で 242 戸、区営住宅が 644 戸となっている。
- (会長) 資料 1 の 7 ページにある、「住まい」をテーマとするワーキンググループ中で、このような問題もぜひ取り上げていただきたい。

紹介いただいた新しいサービス付き高齢者住宅のように居住水準レベルを上げていくようなものも必要だろうと思われる。介護が必要となっても住み続けられるためには、スペース的な余裕がないとできないということがあると思う。一方で居住水準が低いとされる方々が改善できないかという問題があるかと思う。住宅担当部署と高齢者福祉課で協議していただくのが良いと思う。

(事務局) 墨田区では、10年間で生活保護の方を前提として都市型軽費老人ホームを100戸つくる計画の中で、既に内60戸については目処を付けて準備している。指摘のあった「低所得の方で入りやすく」ということでは、話を進めている状況である。

(会長) 家賃の負担にはいろいろなレベルがあり、それぞれに合ったものがきちんと確保できるかということで、極め細かな計画策定が必要になってきていると思われる。

(副会長) 「グループリビングあやせ」には風呂はついていないのか。

(事務局) 5階の色が付いている部分が結構大きめのお風呂である。都市型軽費老人ホームにも各フロアにもお風呂が設置されている。

(事務局) 都市型軽費老人ホームについては、トイレが共同で使う形で外に出ている。その点が、3階4階の高専賃との違いである。都市型軽費老人ホームのほうがトイレが外に出ている分、居住面積が狭くなっている。

(会長) 説明いただいた住宅関係の話は、これから重要になってくるので、「介護保険事業計画」の中でどのように、どう踏み込んでいくかが課題と思われる。

(F委員) 申し込み状況はどのようなようであるか。

(事務局) まだ若干余裕があるようである。完成したばかりで、入居は5月からという話だったので、申し込みはあるが、部屋自体への入居がまだすんでいない状況。余裕はあるけれども、かなり契約は進んでいるという話だった。申し込みは殺到しているわけではない。

(会長) それでは、次の「その他報告事項(3)」について説明をお願いしたい。

－介護保険課長より資料5の説明－

(会長) なにか質問、意見があれば発言いただきたい。

(G委員) 資料5、1ページの5番「審査結果の介護度別内訳」について「審査結果」とは、審査内容という意味か。

(事務局) 4番「類型審査件数」と5番「審査結果の介護度別内訳」の計が一致しているとおおり、現実に審査した内訳を5番に示している。6番「要介護(支援)認定者数」は年度末でその状態の方が現実に何人いるかを示している。例えば、始めて申請した方は認定期間の有効期間は6か月であるので、1年に2回審査を受けることになる。人によっては2回カウントされている方もいらっしゃる。

(会長) 他に意見等はあるか。なければ「その他の報告」については以

- (事務局) 上としたい。事務局から連絡事項等あれば発言いただきたい。国からの（生活支援測定）、策定テキスト、ワークシート等が出ない状況になっている。出てきたら、事前に調査した数字を入れて、一定程度国が考える標準的なものが出るので、そういったものを示しながら、今後介護保険計画を深めていきたい。日程的に集中してやらなければいけない場面にもなろうかと思われるが、協力をお願いしたい。
- (会長) 2回目の開催スケジュールは、今の時点では決め難いということか。
- (事務局) 7月の半ばから8月の半ばを開催目処に開催したいが、国のほうからの関係文書等の出具合も含め、日程を決定していきたい。
- (会長) では、今日の議論は以上としたい。

5. 閉会